

第三セクター等のあり方に関する研究会
中間まとめ(案)

第三セクター等の抜本的改革の評価と今後の課題等について

平成25年9月17日

第三セクター等のあり方に関する研究会

第三セクター等の抜本的改革の評価と今後の課題等について

1. はじめに

地方公営企業、地方公社及び第三セクター(以下「第三セクター等」という。)は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、総務省においては、平成21年度から平成25年度までの間に、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革(注記参照)を集中的に推進しているところである。(資料1参照)

平成25年度をもって第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間は終了するが、住民サービスや地域活性化の担い手である第三セクター等が今後とも求められる役割を十分に果たすためには、平成26年度以降も引き続き第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要である。

「第三セクター等のあり方に関する研究会」(以下「本研究会」という。)は、平成25年7月の発足以降、このような基本認識に立ち、第三セクター等の抜本的改革についての評価・分析を行うとともに、それを踏まえた平成26年度以降の第三セクター等のあり方についての検討を行ってきた。

今般、本研究会としての基本的な考え方を明確にし、今後更に講ずべき措置等についての検討を深めるために、これまでの議論・研究において整理された第三セクター等の抜本的改革についての評価・分析に係る論点について、中間的な取りまとめを行うものである。

2. 第三セクター等の抜本的改革の評価・分析

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)の全面施行等を契機として、総務省が平成21年度より推進している第三セクター等の抜本的改革は、平成25年9月現在において、全国的には相当程度の進捗が見られる。(資料2参照)

第三セクター等の抜本的改革が進捗した理由としては、各地方公共団体が財政健全化法の施行を踏まえ、議会・住民への情報開示や監査制度の活用を進めながら、真摯な取組を進めて来たことがまず第一に挙げられる。

また、第三セクター等の抜本的改革を行うための手段として、地方財政法の改正により時限的に措置された特例措置である第三セクター等改革推進債が、有効に活用されてきていることも挙げられる。

一方で、第三セクター等に対して行う損失補償・債務保証や貸付金等が、未だに相当の規模にのぼる地方公共団体も依然として存在している。

また、これまでに第三セクター等の抜本的改革に着手しながら、何らかの事情により平成26年3月末までに整理・再生を行うことができない地方公共団体や、第三セクター等に係る多大な財政的なリスクを抱え、抜本的改革に取り組むことが必要であると思われるにも関わらず、未だに取り組んでいない地方公共団体も散見される場所である。(資料3参照)

3. 第三セクター等の抜本的改革への対応

現在推進している第三セクター等の抜本的改革は、5年間で集中的に行うものとして開始され、全国的には相当程度の成果を挙げてきた。このような経緯や状況を踏まえれば、全国的な抜本的改革の推進については、当初の予定通り平成26年3月末までで一区切りとすることが適当であると考えられる。

これに伴い、第三セクター等の抜本的改革を行うための手段として、時限的に措置された特例措置である第三セクター等改革推進債についても、延長は行わないことが妥当である。

ただし、第三セクター等の抜本的改革は、多数の関係者との調整が必要となるため、着手から完了(第三セクター等の整理・再生)までに予想を上回る時間を必要とする場合がある。このことを踏まえれば、経営が悪化している等の状況にあり、多額の損失補償・債務保証や貸付けを行っている第三セクター等について、抜本的改革に着手していながら何らかの事情により平成26年3月末までに抜本的改革を完了させることが間に合わなかった地方公共団体に対しては、必要最低限の経過措置を特例的に講じることもやむを得ないものと考えられる。

4. 今後の課題

今後、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等が地域において求められる役割は、これまで以上に重要性を増すことが見込まれる。こうした中で、第三セクター等が求められる役割を継続的に果たすことができるようにするため、各地方公共団体は、全国的に第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了した後の平成26年4月以降においても、自らの判断と責任において第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要である。

このような観点から、本研究会において今後更に検討すべき課題としては、以下のような点が挙げられる。

① 地方公共団体に対して行うべき支援

各地方公共団体は自らの判断と責任において第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要である。

特に、未だに第三セクター等に係る財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や第三セクター等に係る財政的なリスクが対応困難な水準に達している地方公共団体にあつては、速やかに抜本的改革を含む取組、具体的には、第三セクター等に係る財政的なリスクを正確に把握し、それに対応する適切な措置を講じることが必要であると考えられる。

その際、総務省においては、各地方公共団体の抜本的改革を含む経営健全化の取組を円滑化するために、継続的に必要な支援を行うことが望まれる。

本研究会として、このことを踏まえて、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき地方公共団体に対して、どのような支援を行うことが適切であるのか検討を行い、その結果を取りまとめることとする。

② 第三セクター等の活用

現在、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域の活性化や住民サービスの維持等において大きな役割を果たしている。例えば、第三セクター等が地域の産業や雇用の維持に役割を果たしている例や都市部において都市再開発の主体として活動している例、地域におけるPFI推進の中で事業の担い手となっている例が見受けられるところである。

総務省においても、人口減少・少子高齢化の進行や地域経済の疲弊、インフラの老朽化の急速な進展、防災・減災の必要性の高まりをはじめとする現下の社会経済情勢等を踏まえ、第三セクター等について、経営健全化の取組を進めつつ、各地域において必要な役割を果たすことを求めている。

本研究会として、このような状況を踏まえて、第三セクター等が地域において果たすべき役割、それを果たすために有効な手法、留意点等について検討を行い、その結果を取りまとめることとする。

なお、第三セクター等の経営悪化により地方公共団体が多額の負担を負うという過ちを繰り返さないようにすることも重要であることから、必要な留意点等についてもあわせて検討を行うこととする。

注 第三セクター等の抜本的改革

第三セクター等が行っている事業そのものの意義(必要性・公益性(行政目的との一致)等)、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断すること。

また、検討の結果、第三セクター等が引き続き事業を行う場合であっても、経営健全化に取り組むことが必要。